千葉市指名停止措置に関する苦情処理手続要領

（目的）

第１条　この要領は、千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領第２条第１項及び千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領第２条第１項に基づく指名停止措置に関する苦情を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

（苦情申立ての教示）

第２条　市長は、掲示すること等により、苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（苦情申立て）

第３条　指名停止措置を受けた者で、当該指名停止措置の理由に対して不服があるものは、当該指名停止措置の期間内に、苦情申立書（様式第１号）により、市長に対して苦情を申し立てることができる。

２　市長は、前項の苦情申立てがあった場合は、当該申立てを受理した日から５日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内に、苦情申立回答書（様式第２号）により、申立者に回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できる。

３　市長は、第１項に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。この場合において、市長は、当該申立てを受理した日から５日（市の休日を含まない。）以内に、苦情申立回答書により、申立者にその旨を通知しなければならない。

（再苦情申立ての教示）

第４条　市長は、苦情申立回答書により、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（再苦情申立て）

第５条　苦情申立回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服がある者は、当該指名停止措置の期間内（当該回答書を受け取った日から当該指名停止措置の終期までの期間が７日（市の休日を含まない。）を下回る場合にあっては、当該回答書を受け取った日から７日（市の休日を含まない。）以内）に、再苦情申立書（様式第３号）により、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

２　市長は、前項の再苦情申立てがあった場合は、速やかに千葉市入札適正化・苦情検討委員会設置条例（平成２２年千葉市条例第３０号）で設置する千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

３　市長は、前項の規定にかかわらず、第１項に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その再苦情申立てを却下することができる。この場合において、市長は、再苦情申立てがあった日から７日（市の休日を含まない。）以内に、却下通知書（様式第４号）により、申立者に通知しなければならない。

４　市長は、前項の却下の決定を行った場合は、委員会に報告しなければならない。

（苦情処理会議）

第６条　委員会は、市長から審議依頼があったときは、苦情処理会議を開催し、申立者及び市長等から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

２　委員会は、前項の審議を終えたときは意見書を作成し、再苦情申立てがあった日から概ね　　５０日（市の休日を含む。）以内に、市長に報告を行うこととする。

３　市長は、前項の報告を受けた日から７日（市の休日を含まない。）以内に、委員会の審議の結果を踏まえた上で、審議結果通知書（様式第５号）により、申立者に回答するものとする。この場合において、再苦情申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、再苦情申立てが認められたときは市長が今後講じようとする措置の概要を、申立者に対し明らかにするものとする。

（処理結果等の公表）

第７条　市長は、苦情申立者の名称、苦情の内容及びその処理の結果を、閲覧により公表するものとする。

附　則

　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

様式第１号

|  |
| --- |
| **苦　情　申　立　書**  年　　　月　　　日  （あて先）千葉市長  １　苦情申立者　所在地  　　　　　　　　商号又は名称  　　　　　　　　代表者氏名  　　（連絡先）担当者名  　　　　　　　電話番号  　　　　　　　ＦＡＸ番号  　　　　　　　メールアドレス  ２　苦情申立ての対象となる指名停止措置  　　　　年　　月　　日付、　　千財契第　　　　号    ３　苦情申立ての趣旨        ４　苦情申立ての理由 |

様式第２号

|  |
| --- |
| **苦　情　申　立　回　答　書**  年　　　月　　　日  　苦情申立者  　　所在地  　　商号又は名称  　　代表者氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長  １　苦情申立ての対象となる指名停止措置  　　　　年　　月　　日付、　　千財契第　　　　号    ２　回答内容                  この回答書による説明に不服のある場合は、この回答書を受け取った日から７日以内に、  再苦情申立書により市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。 |

様式第３号

|  |
| --- |
| **再　苦　情　申　立　書**  年　　　月　　　日  （あて先）千葉市長  １　再苦情申立者　所在地  　　　　　　　　　商号又は名称  　　　　　　　　　代表者氏名  　　（連絡先）担当者名  　　　　　　　電話番号  　　　　　　　ＦＡＸ番号  　　　　　　　メールアドレス  ２　再苦情申立ての対象となる指名停止措置  　　　　年　　月　　日付、　　千財契第　　　　号    ３　不服のある事項          ４　３の主張の根拠となる事由 |

様式第４号

|  |
| --- |
| **却　下　通　知　書**  年　　　月　　　日  　再苦情申立者  　　所在地  　　商号又は名称  　　代表者氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長  　　　　　　　年　　月　　日付で再苦情の申立てのあった件につきましては、下記の理由により  却下することに決定いたしましたので、通知いたします。  記  １　再苦情申立ての対象となる指名停止措置  　　　　年　　月　　日付、　　千財契第　　　　号    ２　却下理由  （１）申立て要件に該当しない  （２）申立期間の徒過  （３）所定事項の書面申立てがされていない  （４）その他 |

様式第５号

|  |
| --- |
| **審　議　結　果　通　知　書**  年　　　月　　　日  　再苦情申立者  　　所在地  　　商号又は名称  　　代表者氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長  　　　　　　　年　　月　　日付で再苦情の申立てのあった件につきましては、千葉市入札適正化・  苦情検討委員会の審議の結果を踏まえ、下記のとおり回答いたします。  記  １　再苦情申立ての対象となる指名停止措置  　　　　年　　月　　日付、　　千財契第　　　　号    ２　審議結果  （１）申立ては認められない  判断理由          （２）申立てを認める  今後講じようとする措置の概要 |